

九十九里町いじめ防止基本方針



九十九里町教育委員会

令和8年4月1日

【九十九里町いじめ防止基本方針】

令和 8 年 4 月 1 日
九十九里町教育委員会

1 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をどのようにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する大きな課題であり、学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが最も重要である。

九十九里町いじめ防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、九十九里町（以下「町」という。）、他市町村、学校、家庭、地域住民やその他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）及び九十九里町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（令和 8 年九十九里町条例第 1 号。以下「条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめ未然防止、早期発見、早期対応並びに重大事態への対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めることとする。

2 いじめの定義

法第 2 条で、いじめの定義は「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されている。

いじめの様態（「令和 6 年度児童生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）より）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌いなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・パソコンや携帯電話等で、ひぼう中傷や嫌なことをされる。
- ・その他

3 基本理念

- (1) いじめ防止等のための対策は、学校を中心に、児童・生徒が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならない環境を整えることを基本として取り組んでいく。
- (2) いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを受けた児童・生徒を助けようとした児童・生徒の生命及び心身を保護することが何よりも重要であることを認識する。また、学校、地域社会、保護者、家庭その他の関係者の連携のもと、取り組んでいく。

4 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く、そして深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、児童・生徒は、いじめを行ってはならない。又、他の児童・生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。

5 いじめの未然防止

いじめは、どの学校でも起こりうるという認識のもと、町や教育委員会及び学校は、未然防止策を日常的に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。そして、児童・生徒の命が失われるなど決してあってはならず、早期の発見と対応を基に、保護者や地域並びに関係機関との連携を図りながら対処する。

- ・いじめを許さない学校づくりを推進する。(土壌づくり)
- ・いじめられた児童・生徒を守る。(安全・安心と組織での対応)
- ・児童・生徒のいじめを許さないという取り組みを支援する。(周囲の児童・生徒の発信を促す)
- ・教職員の指導力と組織力の向上を図る。(いじめ問題への的確な指導力を高める、職員が一丸となって組織で対応)

・学校・家庭・地域・関係機関との連携を図る。(いじめの複雑化や多様化へ迅速かつ的確な指導と対処)

6 学校及び学校教職員の役割

学校は、法及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）」等を参酌し、小中学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定めるものとする。

(1) 組織の設置

学校内のいじめ防止対策組織の体制を整え、構成メンバーや役割分担を明確化するとともに、いじめ防止推進計画を作成し、計画的な活動及び組織の活性化を図る。なお、構成員は学校の判断で参加を求める。

・管理職、教務主任、生徒指導担当教職員、学年主任、学級担任、養護教諭、当該事態に係る児童・生徒との関係の深い教職員など校内で組織する。さらに、心理や福祉の専門家、人権擁護委員、弁護士、警察官経験者、外部の専門家。等

(2) 未然防止の取組

- ・いじめを許さない雰囲気を学校全体で醸成を図る。(いじめ防止推進月間の取組)
- ・いじめに関する児童・生徒の理解を深める。
- ・いじめについての共通理解と計画的な研修を実施する。
- ・心豊かな人間関係づくりと学級経営の充実を図る。(ピア・サポート等)
- ・道徳教育や人権教育の充実並びに体験活動を推進し、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・自己有用感や自己肯定感を感じる学校生活づくりを推進する。
- ・児童・生徒が安心できる教職員との人間関係を構築する。
- ・家庭訪問や学級通信などを通じた保護者との緊密な連携を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び保護者に対する啓発活動を行う。

(3) 早期発見の取組

- ・全ての大人が連携し、児童・生徒の変化に気付く力を高める。
- ・定期的な教育相談やいじめ防止アンケートを実施する。
- ・保護者会や面談を活用するとともにアンケートを実施し、情報を収集する。

- ・学校は保護者が相談しやすい体制を構築する。
- ・児童・生徒の様子や言動に細心の注意を払うとともに、昼休みや休憩時間に校舎内の巡回等を行う。又、教職員の情報交換を積極的に行う。
- ・相談窓口を設置するとともに、児童・生徒や保護者へ周知を徹底する。
- ・心の相談員の配置及び子育て支援係とのケース会議を実施する。

(4) 早期対応の取組

- ・いじめを発見した場合は、教職員が一人で抱え込まず速やかに連絡・報告する。
- ・校内教職員間の情報を共有し、共通理解を図るとともに、協力体制を構築する。
- ・いじめ事態の報告を受け、いじめ防止対策協議会で状況を把握した上で協議し、今後の指導方針及び指導計画を作成するなど、組織で対応する。
- ・いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育が受けられる環境を整備する。
- ・事実確認後、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒へ指導する。
- ・いじめを見ていた周囲の児童・生徒が自分の問題として捉えられるよう指導する。
- ・保護者へ支援と助言を行う。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事態については、警察に相談する。
- ・教育相談やアンケート結果は、児童生徒の卒業後5年間学校に保管する。

(5) 重大事態の様態

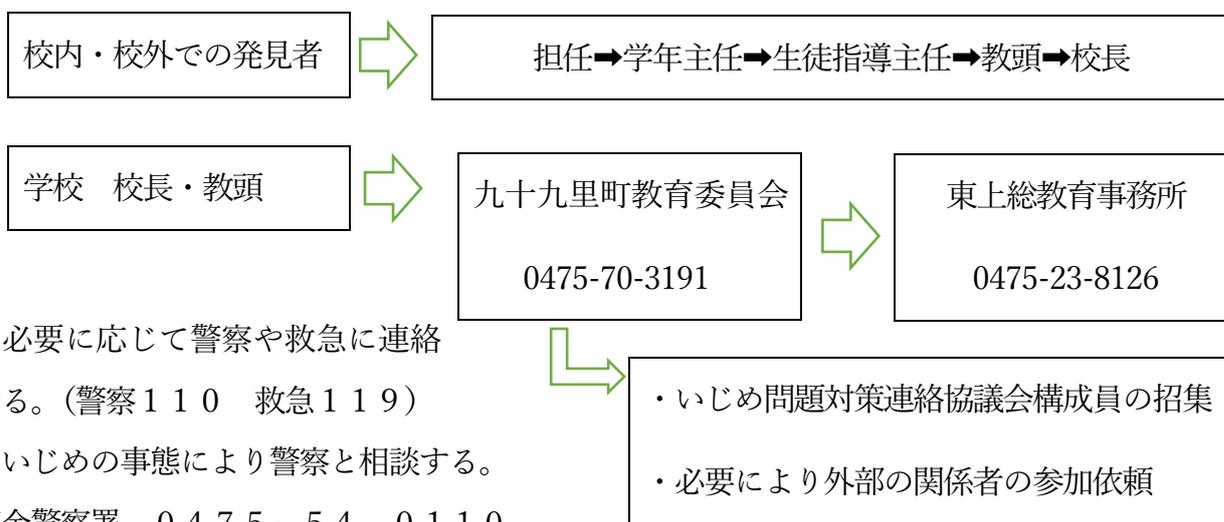
- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童・生徒が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な被害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾病を発症した場合。
- ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いと認めるとき。(年間30日を目安)
- ・保護者からの申し立てがあった場合。(重大事態が発生したものとして調査・報告にあたる)

7 重大事態への対処

法第28条第1項に重大事態について規定されている。国の基本方針、県の基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び「不登校重大事態に係る調査の指針」により適切に対応する。

- ・学校は、対策組織を設け、適切な方法を用いて重大事案に係る事実確認を明確にする。
- ・児童・生徒や保護者から重大事態という申し立てがあった場合は、学校は教育委員会に直ちに報告する。
- ・町教育委員会は、東上総教育事務所を通して千葉県教育委員会へ報告する。
- ・児童・生徒の発達段階に応じた指導を心がける。
- ・心理・福祉の専門家並びに関係機関との連携を図りながら対処する。

【連絡体制】



8 町の取組（「九十九里町いじめ防止対策連絡協議会等設置条例」に基づく）

☆ 九十九里町いじめ問題対策連絡協議会の設置 条例第2条

町は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、「九十九里町いじめ問題対策連絡協議会」を置く。

(1) 主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。）のための取組に関する関係機関及び関係団体相互の連絡調整に関すること。
- ・いじめの問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- ・前2号に掲げるもののほか、いじめ問題の解決に必要な事項に関すること。

☆ 九十九里町いじめ問題調査対策委員会の設置 条例第12条

町は、九十九里町いじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめ防止等のための対策を実行的に行うため、九十九里町教育委員会の附属機関として、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者から構成される「九十九里町いじめ問題調査対策委員会」を置く。

(1) 主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・調査対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- ・九十九里町立学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づくいじめの防止及び解決に係る対策に関すること。
- ・法28条第1項に規定する重大事態に関すること。

☆ 九十九里町いじめ問題再調査委員会の設置 条例第22条

法30条第1項の規定による重大事態の調査結果について報告を受けた町長は、法第28号第3項の規定により調査の結果を町議会に報告する。

当該報告に係る重大事態の対処又は、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、さらに必要があると認めるとき、条例に基づき「町再調査委員会」を設置して調査を行う。なお、公平及び公正な調査を行うにあたり、学識経験者その他教育委員会が必要と認める者により構成する。

(1) 主な所掌事項は以下のとおりである。

- ・再調査委員会は、町長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定により調査結果について調査審議する。
- ・町長は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は、当該重大事態と事態発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ・再調査を実施した場合は、当該調査に係るいじめを受けた児童・生徒及び保護者に対し、重大事態の事実関係とその他の必要な情報について、経過報告を含め説明する。
- ・町長は法第28号第3項の規定により、再調査の結果について町議会に報告する。

9 公表・点検・評価

- ・学校は、いじめ防止基本方針を学校だよりや町ホームページで、保護者に周知する。

・学校は、いじめ防止の取り組みについて、児童・生徒・保護者・教職員が学校評価等の方法で検証し、結果を町教育委員会や保護者及び地域に報告するとともに、学校基本方針や年間指導計画の見直しを行う。

10 学校以外の主な相談窓口

(1) SNS相談

①「そっと悩みを相談してね ～SNS相談@ちば～」(小4～高校生対象)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/seitoshidou/sns/snssoudan.html>

毎週火・木・日曜日 午後6時～午後10時

②「いのち支えるSNS相談窓口(LINE相談)」(千葉県HP)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kokoro/inotisns.html>

③「SNS相談窓口一覧」(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html

(2) 電話相談

①24時間子供SOSダイヤル(全国共通) 0120-0-78310

②千葉県子どもと親のサポートセンター(24時間) 0120-415-446

③千葉いのちの電話(24時間) 043-227-3900

④よりそいホットライン(24時間) 0120-279-338

⑤子どもの人権110番(全国共通)(千葉法務局内 月～金 8:30～17:15)

0120-007-110

⑥ワンストップ・オンライン相談(月～金 9:00～17:00)

千葉県子どもと親のサポートセンターホームページで予約できます。

ZOOMを使って相談できます。会話でもチャットでもできます。

⑦Eメール相談 saposoudan@chiba-c.ed.jp

⑧ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)

0120-783-497

⑨チャイルドライン千葉(16:00～21:00) 0120-99-7777

⑩ライトハウスちば(千葉県子ども・若者総合相談センター 火～日 10:00～17:00)

043-420-8066

⑪千葉県精神保健福祉センター

こころの電話相談（平日9：00～18：30） 043-307-3360

(3) SOS の出し方を学ぶ動画

①「しんどい時に心と体を守る方法」

監修：千葉県精神保健福祉センター 技監兼次長 石川 真紀 氏

協力：千葉県立検見川高等学校放送委員会

②「相談してみよう～大切なあなたに伝えたいこと 一人で悩んでいませんか～」

(4) 児童生徒向けわいせつセクハラ相談（下記①～③のいずれかの方法から相談できます。）

① 県教育委員会ホームページ「教育委員会のセクハラ相談窓口」ページ内、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口（ちば電子申請サービス）へ」をクリックする。

② 右二次元コードを読み取る。

③ 下記URLを入力する。

https://s-kantan.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=230